株主各位

東京都港区芝浦三丁目 9 番 14 号 NECネッツエスアイ株式会社 代表取締役執行役員社長 牛 島 祐 之

## 「第 92 期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の 一部修正について

2024年5月27日付にて電子提供措置を開始いたしました「第92期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の記載内容の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申しあげますとともに、下記のとおり修正いたします。

記

【修正箇所】修正部分は太字下線にて表示しております。

1.「第92期定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」2頁 「業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要」

「1. 業務の適正を確保するための体制」の記載内容

1. 未物の過止で確体するための体制」の記載では	
修正前	修正後
1. 業務の適正を確保するための体制	1. 業務の適正を確保するための体制
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略
	(6) 監査役の職務を補助すべき使用人および
	当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
	当社は、「監査役室」を設置し、監査役の職務
	<u>遂行を補助するスタッフを配置する。</u>
	なお、監査役は当該スタッフの人事異動等に
	ついて、意見を述べることができる。
	(7) 取締役および使用人が監査役に報告をす
	るための体制その他の監査役への報告に
	<u>関する体制</u>
	①当社および子会社の取締役および使用人
	ならびに子会社の監査役は、監査役の求
	めに応じて、随時その職務の執行状況そ
	の他に関する報告を行う。
	②経営監査部等は、その職務の内容に応じ
	て、定期的に監査役に対する報告を行う。
	③法務コンプライアンス部は、「内部通報相
	談窓口(企業倫理ホットライン)」の運用
	状況について、定期的に監査役に対する
	報告を行う。
	<u>④当社は、監査役へ報告を行った当社もし</u>
	くは子会社の取締役もしくは使用人また
	は子会社の監査役に対し、当該報告を行
	<u>ったことを理由として不利な取扱いを行</u>
	<u> </u>
	<u>⑤重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供す</u>

<u>る。</u>
(8)監査役の監査が実効的に行われることを
確保する体制
①監査役は、取締役会に出席するほか、必
要と認める重要な会議に出席する。
②監査役は、監査役会において、監査実施
状況等について情報の交換・協議を行う。
また、会計監査人の監査業務遂行に協力
し、定期的に会計監査に関する報告を受
<u>け、意見交換を行うとともに、内部監査</u>
部門である経営監査部との連携を図るこ
とで、効果的な監査業務を行う。
③監査役が職務の執行のために合理的な費
用の支払いを求めたときは、これに応じ
る。